

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第25号

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

桑名市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年桑名市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域面積 3,927.35ヘクタール

イ 排水人口 128,900人

ウ 1日最大処理能力 71,694立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域面積 73.7ヘクタール

イ 排水人口 3,020人

ウ 1日最大処理能力 818立方メートル

第3条第3項第3号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。